

## 令和2年1月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和2年1月8日（水）午前9時30分より臼杵市役所 野津庁舎3階会議室において会長が1月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 疋田 忠公 会長

2番 堀 京子 委員    3番 内藤 康弘 委員    4番 藤嶋 祐美 委員    5番 平山 勝丈 委員    6番 佐藤 幸子 委員  
7番 柳井 博之 委員    8番 城野 幸司 委員    9番 陶山 秀明 委員    10番 小橋 勇二 委員    11番 中野 定重 委員

### 欠席委員

1番 野上 政憲 委員

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長    長野 政元 次長    首藤 英二 主幹

### 農林振興課職員

佐藤 喬 副主幹

### 付議議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について

局長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

会長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず、議事に先立ちまして委員の定足数を局長が報告致します。

局長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は1番 野上 委員が欠席となっており、出席数は11名となります。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数となっておりますので本日の会議が成立していることを報告致します。

議長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－異議なし－

議長 それでは、議席番号4番 藤嶋 裕美委員と、議席番号5番 平山 勝丈委員に議事録署名をお願い致します。

ただいまから議案審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 1 ページとなります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 2 年 1 月 8 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページです。

番号 1、田 680 m<sup>2</sup> 外 1 筆 合計 1,751 m<sup>2</sup> について、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

以上 3 条申請 1 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。12 月 25 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

平 山 明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひ致します。

委 員 それでは、私、平山より、昨年 12 月 25 日に事務局、藤嶋委員、佐藤推進委員と実施しました議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の申請地は、売買により所有権を取得するものです。申請地は 2 筆で、1 筆は稲刈り後に耕した状態で、もう 1 筆は草刈等により管理されています。許可後はそれぞれ水稲と露地野菜の作付けを行う予定です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 1 件について調査報告となります。委員みなさまの慎重な審議をお願いしたいと思います。

議 長 続きまして、推進委員さんより報告をお願い致します。第8地区の佐藤推進委員さん。

佐藤政 第8地区、推進委員の佐藤です。番号1の申請地は、売買により所有権を取得するものです。許可後は1筆では水稻を、もう1筆では露地野菜  
推進委員 の作付けを行うとのこと。許可に関して、特に問題はないと思われま。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。  
本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決  
定致しました。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明及び報告をお願い致します。

次 長 4ページとなります。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により農地を農地以外のものにすると同時に、所有権を  
移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和2年1月8日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 次のページです。  
番号1、畑 496 m<sup>2</sup> について、所有権の移転を行い、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号2、田 343 m<sup>2</sup> について、所有権の移転を行い、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は2種農地となります。

番号3、田 796 m<sup>2</sup> 外3筆 合計2,173 m<sup>2</sup> について、所有権移転を行い、事業用地を拡張するものです。農地の区分は2種農地となります。  
なお、この案件につきましては、既に事業用地として転用を行っているため追認となります。

以上、5条申請3件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5条申請3件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

藤 嶋 私、藤嶋より、12月25日に事務局、担当委員さんと実施しました議案第2号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1は、所有権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、現在は草刈等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2は、所有権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆の畑で、現在は草刈等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、

それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3は、所有権を取得し、資材置場及び駐車場用地として利用するものです。申請地は工場の横と奥にある1筆の田と3筆の畑です。工場奥の2筆では露地野菜が栽培されていますが、工場横の2筆は既に資材置場として使用されています。この件について、申請者から始末書も提出されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑩についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定致しました。次に議案第3号 非農地証明願いについて、事務局より説明および報告をお願い致します。

次長 7ページとなります。

議案第3号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和2年1月8日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次の8ページです。

番号1、田 895 m<sup>2</sup> 外1筆 合計1,030 m<sup>2</sup> の土地については、昭和54年と平成5年にそれぞれ転用許可を受けた土地に該当します。

次に現地調査とチェックリストですが、発行基準②の転用許可を受け転用目的どおりに転用した土地に該当します。

以上、非農地証明願1件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第3号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 —「全員挙手」—

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第3号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次長 10ページとなります。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和2年1月8日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 別冊の農用地利用集積計画（第1号）「令和2年1月8日公告予定」です。  
1 ページをご覧ください。  
この利用権設定集計表は、令和元年12月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。  
中段に利用権設定の合計面積と筆数を掲載しております。新規、再設定の合計で申し上げます。  
田については、9,511 m<sup>2</sup>、9筆です。畑については、33,456 m<sup>2</sup>、17筆です。  
合計面積は、42,967 m<sup>2</sup>、26筆です。  
次に貸手、借手ですが、貸し手が15名に対しまして、借り手は9名となっております。  
2 ページ以降につきましては、臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっております。  
以上、令和2年1月8日公告予定の農用地利用集積計画（第1号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。  
本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。  
よって、議案第4号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。  
次に、議案第5号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 11 ページです。

議案第 5 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和 2 年 1 月 8 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。

1 ページをご覧ください。畑、1 筆 3,241 m<sup>2</sup> を、配分するものです。

次に 3 ページをご覧ください。畑、1 筆 2,535 m<sup>2</sup>と、畑、1 筆 1,756 m<sup>2</sup>、合計 4,291 m<sup>2</sup> を、配分するものです。

4 ページをご覧ください。畑、2 筆 2,944 m<sup>2</sup> を、配分するものです。

6 ページをご覧ください。畑、1 筆 2,998 m<sup>2</sup> を、配分するものです。

8 ページをご覧ください。畑、1 筆 2,098 m<sup>2</sup> を、配分するものです。

9 ページをご覧ください。畑、1 筆 2,117 m<sup>2</sup> を、配分するものです。

11 ページをご覧ください。畑、3 筆 2,753 m<sup>2</sup> を、配分するものです。

以上 7 件の配分計画案についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 5 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。  
よって、議案第5号 農用地利用配分計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定致しました。  
次に、議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願い致します。

次長 12ページです。  
議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求められたので提案する。  
令和2年1月8日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

この件につきましては、担当が農林振興課となっておりますので、農林課の担当より説明をしてもらいたいと思います。

佐藤副主幹 おはようございます。農林振興課の佐藤と申します。本年もよろしくお願ひ致します。  
今回は3件ありますので、ご説明をさせていただきます。今回は3件とも農業振興地域の農業地区域からの除外の申し出がありました。  
まず、箇所番号1は、田 445㎡ 外11筆 合計3,329㎡ となっております。  
除外申請の理由として、パットゴルフ場として開発を検討しており、さまざまな候補地を検討したものの開発の条件に合わず、当該地が最適と考え選定したものとなっております。当該地の登記地目は田であります。集落から山際に向かった谷間に位置し、高速道路の開発により時間によっては影となるため、長年耕作者がおらず、今後も集団的な農地利用が見込めないものと認められ、農用地利用計画の変更(除外)についてはやむを得ないものと考えられます。

次のページの箇所番号2ですが、田 346㎡ 外2筆 合計1,496㎡ となっております。

用途としましては、転用後、工場用地として利用したいということです。除外申請の理由として、変更後の利用者は工場用地として開発を検

討しており、さまざまな候補地を検討したものの開発の条件に合わず、当該地が最適と考え選定したものとなっております。当該地は現在、水田として利用されていますが、所有者兼耕作者の他の耕作地から離れており、農地の集積を検討する際、営農に不利な条件であること、また、当該地は転用予定者の現在の事業所地と接続しており、開発面積も現事業地面積の1/2以内であることから農用地利用計画の変更、除外についてはやむを得ないものと考えられます。

続きまして、箇所番号3は、田 820 m<sup>2</sup> となっております。

用途としましては、駐車場及び建設機械並びに資材置き場として利用したいということになっております。理由につきましては、変更後の利用者は駐車場および建設機械並びに資材置き場として開発を検討しており、他の候補地を検討したものの開発の条件に合わず、当該地が最適と考え選定したものです。当該地の登記地目は田であります。耕作者がおらず、農道並びに宅地に囲まれており、今後も集団的な農地利用が見込めないものと認められ、農用地利用計画の変更、除外についてはやむを得ないものと考えられます。

以上、3件につきまして、委員皆さまの慎重なご審議をよろしくお願い致します。

議長 それでは事前に現地確認をしていただいておりますので、地区担当委員さんより報告をお願い致します。第8地区の佐藤政推進委員さん。

佐藤政 推進委員 まず1については以前から5条申請が出ていたのですが、農振地域にあるということで再度出されたものですので、この分についてはやむを得ないものと考えられます。

箇所番号2については、私が立ち会いました。基盤整備をされた土地ですが、湿田ですので、ここよりも（農業をするには）家に近いほうがいいだろうということと、譲受人の会社も隣にありますので、そういったことを合わせますとやむを得ないものと思っております。以上です。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について採決を行います。本件を原案通り承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 農業振興地域整備計画の変更については原案通り承認することに決定を致しました。

以上で本総会の議案は全て終了致しました。ありがとうございました。